

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画
－南海トラフ巨大地震等の大地震に備えて－

【概要版】
(素案)

令和8年 月

和歌山県

■ 計画の目的と計画期間

●目的

本計画は、現計画に掲げる目標の達成状況の確認と、これまで取組んできた耐震化施策の効果の検証を行い、現計画を引き継ぎつつ、令和17年度末までの計画を策定し、災害から多くの命が救われる社会の実現をめざすものです。

●計画期間

令和8年度から令和17年度の10年間（令和12年度を目途に中間検証を行うとともに、耐震化の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行う）

■ 対象建築物

本計画で対象となる住宅・建築物の定義・分類は次のとおりです。

(1) 定義

住 宅：一戸建て住宅、長屋、共同住宅等

建築物：住宅を含むすべての建築物

(2) 分類

建築物の分類については、下表のとおりです。

分 類	内 容
耐震診断義務化建築物	<ul style="list-style-type: none">○昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物（耐震不明建築物）で、次に掲げる建築物○要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条第1項）<ul style="list-style-type: none">・不特定かつ多数の人が利用する大規模建築物等○要安全確認計画記載建築物（法第7条）<ul style="list-style-type: none">・県が指定する公益上必要な建築物（防災拠点建築物等）・県、市町村が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物
特定既存耐震不適格建築物（法第14条）	<ul style="list-style-type: none">○多数の者が利用する一定規模以上の建築物○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場○県、市町村が指定する避難路沿道建築物
上記以外の建築物	<ul style="list-style-type: none">○上記以外の住宅や小規模建築物

■ 和歌山県の耐震化の現状と分析

●住宅の耐震化

本県における住宅の耐震化率は、令和7年度85%と上昇しているものの、目標値（令和7年度末までにおおむね解消）に達していません。国の方針（令和7年7月改正）における目標の見直しを踏まえて令和17年度末おおむね解消を達成するためには、耐震化を加速させる必要があります。

県内の地域ごとの耐震化率を分析すると高齢化率が高い地域ほど耐震化率の低いことから、今後は、高齢者世帯に向けた取り組みを実施します。

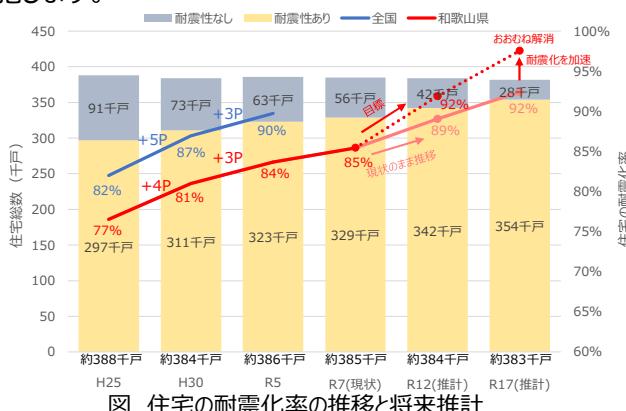


表 各地方、地域別の耐震化率の現状と将来推計および高齢化率

	R5	R7	R12	R17	R7高齢化率
県	84%	85%	89%	93%	33.9%
紀北地方	86%	88%	92%	95%	32.5%
紀中地方	78%	80%	83%	87%	35.2%
紀南地方	77%	78%	81%	84%	37.9%
R5	R7	R12	R17	R7高齢化率	
海草地域	87%	89%	93%	97%	32.3%
那賀地域	88%	88%	90%	93%	29.8%
伊都地域	82%	84%	88%	93%	37.1%
有田地域	75%	77%	82%	87%	35.2%
日高地域	81%	82%	85%	88%	35.3%
西牟婁地域	83%	83%	86%	90%	34.5%
東牟婁地域	67%	68%	70%	72%	43.6%

耐震化率低 高
高齢化率低 高

参考文献：住宅・土地統計調査（H25、H30、R5）

令和7年度和歌山県における高齢化の状況（和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 長寿社会課）

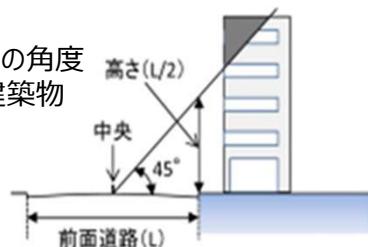
●建築物（耐震診断義務化建築物）の耐震化

本県における耐震診断義務化建築物のうち緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率は、令和7年度末20%と目標値（令和7年度末までにおおむね解消）に達していません。

今後は、倒壊した場合、緊急車両通行可能幅を確保できない建築物を重点取組建築物として新たに目標設定し、重点的な働きかけを実施します。

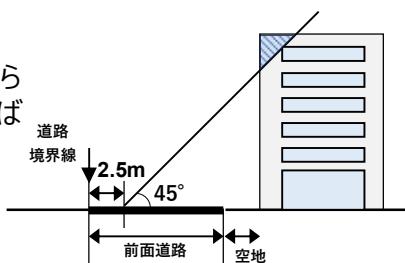
«法律上の基準»

前面道路の中心から45°の角度で伸びた斜線がかかる建築物



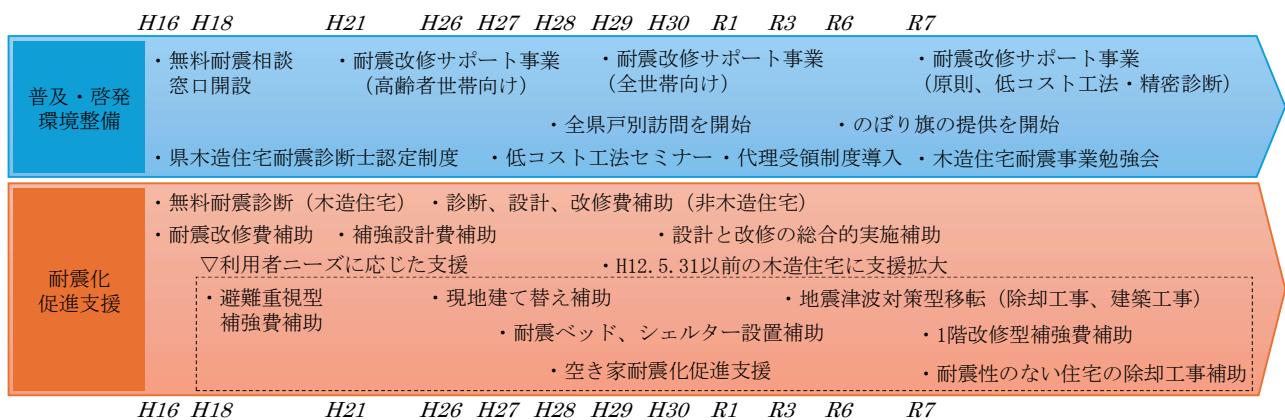
«重点取組建築物»

前面道路の反対側の境界線から2.5mの位置から45°の角度で伸びた斜線がかかる建築物（2.5mは緊急車両通行可能幅）



■ 住宅の耐震化に関するこれまでの取組実績

これまで目標達成に向けて、普及啓発活動や助成制度の拡充等、各種施策展開を図ってきました。



■ 耐震化の現状と目標

対象建築物		現状 (令和7年度末)	中間目標 (令和12年度末)	目標 (令和17年度末)
住宅		85%	92%	おおむね解消
耐震診断義務化建築物	要緊急安全確認大規模建築物	96%	おおむね解消	—
	避難所使用協定ホテル・旅館	100%	—	—
	防災拠点建築物	63%	おおむね解消	—
	緊急輸送道路沿道建築物	20%	—	—
	うち重点取組建築物	12%	40%	60%

■ 基本方針と具体的施策

基本方針	施策項目	具体的施策
地震に対する安全性や耐震化に関する意識啓発 (危険性の周知)	住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> パンフレットの作成・配布、戸別訪問の実施【強化】 高齢者世帯に対して耐震化に関する講座の開催や、子・孫世代に対してSNS等を活用した啓発などの実施【新規】 緊急輸送道路沿道建築物のうち、重点取組建築物に対し重点的な働きかけの実施【新規】
	住宅・建築物の地震時の総合的な安全対策に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ブロック塀、窓ガラス、天井落下防止等の総合的な安全対策に関する周知・啓発【継続】
安心して耐震改修を行うための環境整備	“だれもが気軽に簡単に相談できる”相談窓口の周知・活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 耐震相談窓口の周知等【継続】
	耐震診断・耐震改修に対応できる専門家の体制整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県木造住宅耐震診断士の養成等【継続】
	耐震診断後の耐震改修を促進するための仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修サポート事業の普及・啓発とフォローアップ【強化】 低コスト耐震改修工法の情報提供と普及・啓発【継続】 新規事業者向け耐震改修事業勉強会の開催【新規】
耐震化の促進を図るための支援 (負担軽減に対する取組)	住宅耐震化促進事業の更なる充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 耐震設計・改修助成費の充実【継続】 利用者ニーズに応じた支援の充実【継続】 地域の特性に応じた支援の充実【継続】
	耐震診断義務化建築物等を対象とした助成支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援【継続】

和歌山県住宅・建築物耐震改修促進計画

令和8年 月

編集・発行：和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL 073-441-3214 FAX 073-428-2038
